

1. 会 合	<p>株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第 13 回）</p> <p>ストリートサイドサブワーキング・グループ（第 15 回）</p> <p>カスタマーサイドサブワーキング・グループ（第 12 回）</p> <p>（合同開催）（書面）（議事要旨）</p>
2. 日 時	2020 年 3 月 10 日（火）
3. 議 案	<p>（審議事項）</p> <p>○「株式等におけるフェイルに関する留意事項」の一部改訂について</p> <p>（報告事項）</p> <p>○「T+2 化後の決済状況に関するアンケート」の実施について</p>
4. 主な内容	<p>（審議事項）</p> <p>○「株式等におけるフェイルに関する留意事項」の一部改訂について</p> <p>去る 2019 年 6 月 11 日付会員通知「株主の権利確定日において証券決済未了（フェイル）が発生した場合の税務上の取扱いについて」により、被フェイル顧客たる個人が受領する配当金相当額の税制上の性質は、原則として一時所得に該当すると解される旨の解釈が関係省庁より示されたところである。</p> <p>今般、当該解釈につき、「株式等におけるフェイルに関する留意事項」の別添 3「個人投資家へのご案内事項（例）」に記載を設けた改訂版の作成について審議を行った結果、原案どおり了承された。</p> <p>（報告事項）</p> <p>○「T+2 化後の決済状況に関するアンケート」の実施について</p> <p>株式等の決済期間の短縮化（以下「T+2 化」という。）の実施後、非居住者取引を中心にフェイル率の上昇が見込まれていたところ、T+2 化実施以後の決済状況の確認・評価は重要であると考えられることから、今般、決済状況、残課題の有無等を把握することを目的に、本 WG 及びその下部会合に参加している証券会社、銀行等を対象として、2019 年 7 月 16 日の T+2 化実施日から、2020 年 3 月末までの期間における決済状況等についてヒアリングを行うべく、アンケートを実施することとしたため、本 WG に報告を行った。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>

6. 本件に関する問い合わせ先	企画部 (Tel : 03-6665-6760)
-----------------	--------------------------